

足立区特定子ども・子育て支援施設

指導検査基準

令和6年4月1日適用

(東京都認証保育所用)

足立区教育委員会 子ども家庭部 子ども施設指導・支援課

指導検査評価基準

評価区分	指導形態	内 容
C	文書指摘	子ども・子育て支援法関係法令等、及び平成26年4月30日内閣府令第39号「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(以下「運営基準」という。）」、又は「認可外保育施設指導監督基準(以下「指導監督基準」という。）」に適合していない場合。原則として「文書指摘」とする
B	口頭指導	子ども・子育て支援法関係法令等、運営基準又は指導監督基準に適合していないが、不適合の内容が軽微である場合又は改善が容易である場合。原則として「口頭指導」とする。 ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は「文書指摘」とする。
A	助言指導	「文書指摘」又は「口頭指導」に該当しない場合は、水準向上等のための「助言指導」を行う。

運 營 管 理 編

目 次

1 施設等利用給付認定保護者に関する区市町村への通知	1
2 基本方針及び組織	
(1) 施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則	1
(2) 秘密保持等	1
(3) <u>職員及び設備に関する諸記録</u>	1
(4) 記録の保管	1
3 人間性及び専門性の向上が図られていること	2
4 健康診断	2
5 医薬品の整備	2
6 安全対策	2

〔凡例〕

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略称
1	平成24年8月22日法律第65号「子ども・子育て支援法」	支援法
2	平成26年6月9日内閣府令第44号「子ども・子育て支援法施行規則」	支援法施行規則
3	昭和47年6月8日法律第57条「労働安全衛生法」	労働安全衛生法
4	昭和47年9月30日労働省令第32号「労働安全衛生規則」	労働安全衛生規則
5	平成26年4月30日内閣府令第39号「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」	運営基準
6	昭和57年6月15日56福児母第990号認可外保育施設に対する指導監督要綱別表1(第3条関係)「認可外保育施設指導監督基準」	指導監督基準
7	平成13年5月7日12福子推第1157号「東京都認証保育所事業実施要綱」	実施要綱

認証保育所 運営管理

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
1 施設等利用給付認定保護者に関する区市町村への通知	特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を受けている施設等利用給付認定子ども(支援法第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。以下同じ。)に係る施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しなければならない。	1 施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、または受けようとしたときは区に通知しているか。	(1) 運営基準第58条	(1) 区へ通知をしていない。	C
2 基本方針及び組織					
(1) 施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則	特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	1 子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって差別的な取扱いをしていないか。	(1) 運営基準第59条	(1) 差別的な取り扱いや、信条等を強制している。	C
(2) 秘密保持等	<p>1 特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 特定子ども・子育て支援提供者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。</p>	<p>1 正当な理由があった場合を除き、職員であった者を含めて、施設が秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p><必要な措置の例> 規程の整備、雇用時の取り決めなど。</p> <p>2 あらかじめ文書により子どもの保護者の同意を得ているか。</p>	(1) 運営基準第60条	(1) 秘密が漏れることがないよう必要な措置を講じていない。	C
(3) 職員及び設備に関する諸記録	<p>特定子ども・子育て支援提供者は、職員及び設備に関する諸記録を整備しておかななければならない。</p> <p>【諸記録の例】 職員：雇用契約書、職員履歴書、資格証明書、出勤簿 職員健康診断記録 設備：建物の平面図、防災訓練の記録、防火管理者選任届出 消防計画届出</p>	1 備えておくべき記録が整備されているか。	(1) 運営基準第61条1 (2) 指導監督基準9 (3) 実施要綱12(4)及び別紙2	(1) 備えておくべき記録が整備されていない。 (2) 備えておくべき記録の整備が不十分である。	C B
(4) 記録の保管	特定子ども・子育て支援提供者は、運営基準第54条の規定による特定子ども・子育て支援の提供の記録及び運営基準第58条の規定による区市町村への通知に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。	1 運営基準第54条の規定による提供した日及び時間帯、支援の具体的な内容の記録、及び運営基準第58条の規定による区へ通知した記録を整備し保存しているか。	(1) 運営基準第61条2	(1) 記録が保存されていない。	C

認証保育所 運営管理

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
3 人間性及び専門性の向上が図られていること	保育に従事する者が保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第107号)を理解する機会を設ける等、保育に従事する者の人間性及び専門性の向上が図られていること。	1 人間性及び専門性の向上が図られているか。 例: 園内研修、外部研修など	(1) 支援法施行規則第1条第1項ニ(7)	(1) 人間性及び専門性の向上への取り組みが不十分である。	A
4 健康診断	職員の健康診断が採用時及び一年に一回実施されていること。 ※雇入時健康診断項目 ① 既往歴・業務歴、自覚症状・他覚症状、血圧、尿検査 ② 身長、体重、視力、聴力 ③ 腹囲、胸部X線、貧血(血色素量・赤血球数)、肝機能AST(GOT)、ALT(GPT)、γ-GT(γ-GTP)、中性脂肪(LDLコレステロール)、(HDLコレステロール)、中性脂肪(血清トリグリセライド)、血糖(HbA1cでも可)、心電図	1 健康診断を適切に実施しているか。	(1) 支援法施行規則第1条第1項へ(4) (2) 労働安全衛生法第66条 (3) 労働安全衛生規則第43条～第45条	(1) 健康診断が未実施である。 (2) 健康診断の未受診者がいる。 (3) 健康診断の実施方法、周期、項目が不適切である。	C B A
5 医薬品の整備	必要な医薬品その他の医薬品が備えられていること。	1 必要な医薬品等が備えられているか。	(1) 支援法施行規則第1条第1項へ(6)	(1) 必要な医薬品等が備えられていない。	C
6 安全対策	施設の設備の安全点検、職員、小学校就学前子ども等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)が策定され、当該安全計画に従い、小学校就学前子どもの安全確保に配慮した保育の実施が行われていること。 職員に対し、安全計画について周知されているとともに、安全計画に定める研修及び訓練が定期的に行われていること。 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容について周知されていること。 不審者の施設への立入防止等の対策や緊急時における小学校就学前子どもの安全を確保する体制が整備されていること。 事故発生時に適切な救命措置が可能となるよう、訓練が実施されていること。	1 安全計画を策定しているか。 2 安全対策について、必要な措置を講じているか。 3 安全計画に定める研修及び訓練を実施しているか。 4 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容について周知しているか。	(1) 支援法施行規則第1条第1項へ(11)～(13)、(15)、(17)	(1) 安全計画を策定していない。 (2) 安全対策について、必要な措置が不十分である。 (3) 安全計画に定める研修及び訓練を実施していない。 (4) 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容について周知していない。	C B C C

保 育 内 容 編

目 次

1 保育の状況	
(1) 保育内容	1
(2) 人権の尊重	1
(3) 整備すべき帳簿	2
(4) 保護者とのコミュニケーション	2
2 食事の提供の状況	
(1) 献立の作成業務	3
(2) 食事の提供	3
(3) 衛生管理	4
3 健康・安全の状況	
(1) 児童健康診断	4
(2) 健康状態の把握	5
(3) 虐待等への対応	5
(4) 感染症	5
(5) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止	6
(6) 子どもの安全確保	6
(7) 事故発生時の対応	8

〔凡例〕

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略称
1	平成24年8月22日法律第65号「子ども・子育て支援法」	支援法
2	平成26年6月9日内閣府令第44号「子ども・子育て支援法施行規則」	支援法施行規則
3	平成12年5月24日法律第82号「児童虐待の防止等に関する法律」	児童虐待の防止等に関する法律
4	平成26年4月30日内閣府令第39号「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」	運営基準
5	昭和47年9月30日労働省令第32号「労働安全衛生規則」	労働安全衛生規則
6	平成9年3月31日社援施第65号「社会福祉施設における衛生管理について」	社援施第65号
7	平成29年6月16日生食発0616第1号「「大量調理施設衛生管理マニュアル」の改正について」	生食発第0616号
8	平成17年2月22日雇児発第0222001号「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」	雇児発第0222001号
9	平成13年6月15日雇児総発第402号「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」	雇児総発第402号
10	令和5年4月1日こ成安第2号「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」	こ成安第2号
11	令和5年12月14日こ成安第142号「教育・保育施設等における事故の報告等について」	こ成安第142号通知
12	令和6年3月22日こ成安第36号「教育・保育施設等における事故の報告等について」	こ成安第36号通知
13	令和2年6月12日府子本第659号「教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」	府子本第659号
14	平成13年5月7日12福子推第1157号「東京都認証保育所事業実施要綱」	実施要綱

No.	関係法令及び通知等	略称
15	平成16年1月22日福子推第1032号「東京都認証保育所事業実施細目」	実施細目
16	平成30年10月12日30福保子保第3650号「保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について」	30福保子保第3635号
17	平成27年3月27日26福保子保第2984号「特定教育・保育施設等における事故発生時等の対応について」	26福保子保第2984号
18	令和5年5月8日5福保子保第265号「特定教育・保育施設等における事故発生時等の対応について」	5福保子保第265号
19	令和5年12月25日5福祉子保第2346号「教育・保育施設等における事故発生時等の対応について」	5福祉子保第2346号 通知
20	令和6年3月28日5福祉子保第4008号「教育・保育施設等における事故発生時等の対応について」	5福祉子保第4008号 通知
21	令和5年10月17日5足教子指発第1053号「感染症発生時の報告について」	5足教子指発第1053号
22	令和5年3月13日4足教子指第1600号「睡眠時の観察について」	4足教子指第1600号
23	令和5年3月31日4足教子入発第3681号「保育施設における事故等の連絡及び緊急連絡先の報告について」	4足教子入発第3681号
24	令和6年4月1日6足教子幼発第34号「保育施設における事故等の連絡について」	6足教子幼発第34号
25	令和4年10月5日4足教子指発第787号「保育施設における事故等の連絡及び緊急連絡先の報告について」	4足教子指発第787号

認証保育所 保育

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
<p>1 保育の状況 (1) 保育内容</p>	<p>小学校就学前子ども一人一人の心身の発育や発達の状態を把握し、保育内容が工夫されていること。(支援法施行規則)</p> <p>小学校就学前子どもに対し漫然とテレビやビデオを見せ続ける等、小学校就学前子どもへの関わりが少ない放任的な保育内容でないこと。(支援法施行規則)</p> <p>必要な遊具、保育用品等が備えられていること。(支援法施行規則)</p> <p>小学校就学前子どもの最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として適切な姿勢であること。(以下略) (支援法施行規則)</p>	<p>1 保育の内容は適切か。</p>	<p>(1) 支援法第2条 (2) 支援法施行規則第1章第1条二(1)、(4)、(5)、(6)</p>	<p>(1) 保育の内容が適切ではない。 (2) 保育の内容が不十分である。</p>	<p>C B</p>
<p>(2) 人権の尊重 ア 人格を尊重した保育</p>	<p>小学校就学前子どもの最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として適切な姿勢であること。(以下略) (支援法施行規則)</p> <p>小学校就学前子どもに身体的苦痛を与えること、人格を辱めること等がないよう、小学校就学前子どもの人権に十分配慮されていること。(支援法施行規則)</p>	<p>1 子ども一人一人の人格を尊重した保育を行っているか。</p>	<p>(1) 支援法施行規則第1章第1条二(6)、(8)</p>	<p>(1) 子ども一人一人の人格を尊重した保育を行っていない。 (2) 子ども一人一人の人格を尊重した保育が不十分である。</p>	<p>C B</p>
<p>イ 虐待等の行為</p>	<p>小学校就学前子どもの最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として適切な姿勢であること。(以下略) (支援法施行規則)</p> <p>小学校就学前子どもに身体的苦痛を与えること、人格を辱めること等がないよう、小学校就学前子どもの人権に十分配慮されていること。(支援法施行規則)</p> <p>① 子どもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。</p> <p>② 子どもにわいせつな行為をすること又は子どもをしてわいせつな行為をさせること。</p> <p>③ 子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の子どもによる①、②又は④の行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。</p> <p>④ 子どもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p> <p>【参考】昭和22年12月12日法律第164号「児童福祉法」第33条の10</p>	<p>1 子どもの心身に有害な影響を与える行為をしていないか。</p>	<p>(1) 支援法施行規則第1章第1条二(6)、(8) (2) 児童虐待の防止等に関する法律第3条</p>	<p>(1) 子どもの心身に有害な影響を与える行為をしている。</p>	<p>C</p>

認証保育所 保育

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 整備すべき帳簿	<p>小学校就学前子どもの生活リズムに沿ったカリキュラムが設定され、かつ、それが実施されていること。(支援法施行規則)</p> <p>職員及び保育している小学校就学前子どもの状況を明らかにする帳簿等が整備されていること。(支援法施行規則)</p> <p>特定子ども・子育て支援提供者(法第三十条の十一第三項に規定する特定子ども・子育て支援提供者をいう。以下同じ。)は、特定子ども・子育て支援(同条第一項に規定する特定子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しなければならない。(運営基準)</p>	<p>1 保育日誌等を作成しているか。 【記載事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提供した日にち ・ 提供した時間帯 ・ 記録者名 ・ 支援の具体的な内容(子どもが活動する姿を通じた記録内容)等 <p>2 児童出欠簿を作成しているか。</p> <p>3 児童票を作成しているか。</p>	<p>(1) 支援法施行規則第1章第1条二(3)、へ(22)</p> <p>(2) 運営基準第54条</p> <p>(3) 実施要綱12(4)及び別紙2</p> <p>(1) 支援法施行規則第1章第1条へ(25)</p> <p>(2) 実施要綱12(4)及び別紙2</p> <p>(1) 支援法施行規則第1章第1条へ(25)</p> <p>(2) 実施要綱12(4)及び別紙2</p>	<p>(1) 保育日誌等を作成していない。</p> <p>(2) 保育日誌等の記録が不十分である。</p> <p>(1) 児童出欠簿を作成していない。</p> <p>(2) 児童出欠簿の記録が不十分である。</p> <p>(1) 児童票を作成していない。</p> <p>(2) 児童票の記録が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>
(4) 保護者とのコミュニケーション	<p>1 保護者と密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育が行われていること。(支援法施行規則)</p> <p>保護者や施設において提供されるサービスを利用しようとする者等から保育の様子や施設の状況を確認したい旨の要望があった場合には、小学校就学前子どもの安全確保等に配慮しつつ、保育室等の見学に応じる等適切に対応されていること。(支援法施行規則)</p> <p>2 緊急時における保護者との連絡体制が整備されていること。(支援法施行規則)</p>	<p>1 保護者への支援・相談・連絡の対応ができていないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者と保育者の間で連絡帳や登降園時に子どもに関する情報の共有があるか。 ・ 面談や保護者会等、また、アンケートや意見箱等の保護者の意見を聞く機会等を設けているか。 ・ 保護者や入所希望者等から要望があった場合には保育参観や施設見学等に応じているか。 <p>1 緊急時の連絡体制は十分か。</p>	<p>(1) 支援法施行規則第1章第1条二(10)、(12)</p> <p>(1) 支援法施行規則第1章第1条二(11)</p>	<p>(1) 保護者への支援・相談・連絡の対応ができていない。</p> <p>(2) 保護者への支援・相談・連絡の対応が不十分である。</p> <p>(3) 保護者や入所希望者等の要望に応じていない。</p> <p>(1) 保護者と緊急時の連絡体制ができていない。</p> <p>(2) 保護者と緊急時の連絡体制が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>

認証保育所 保育

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
2 食事の提供の状況 (1) 献立の作成業務 エ 献立の作成	調理はあらかじめ作成した献立に従って行われること。(支援法施行規則) 小学校就学前子どもの年齢や発達、健康状態(アレルギー疾患等の状態を含む。)等に配慮した食事内容とされていること。(支援法施行規則) 調理は、認証保育所又は設置者があらかじめ作成した献立に従うことを原則とし、献立内容に変更があった場合は、その内容を記録すること。(実施細目)	1 献立表を適切に作成しているか。	(1) 支援法施行規則第1章第1条ホ(2)、(3) (2) 実施細目6(2)エ	(1) 献立表を適切に作成していない。	C
イ 献立の内容	小学校就学前子どもの年齢や発達、健康状態(アレルギー疾患等の状態を含む。)等に配慮した食事内容とされていること。(支援法施行規則) 給食は認証保育所で調理されたもので、できる限り変化に富み、入所児童の健全な発育に必要な栄養量を有するものであること。(実施細目)	1 献立が季節感、嗜好に考慮し、変化に富んだ内容となっているか。 2 その他献立内容に問題がないか。	(1) 支援法施行規則第1章第1条ホ(2) (2) 実施細目6(2)イ、ウ (1) 支援法施行規則第1章第1条ホ(2) (2) 実施細目6(2)イ、ウ	(1) 変化に乏しい、又は嗜好等に考慮がない。 (1) 既製品(インスタント食品、市販の調理済み製品等)の使用が随所に見られる。 (2) おやつが甘味品・菓子類に偏っている。	B B B
(2) 食事の提供 ア 献立に基づく提供	調理はあらかじめ作成した献立に従って行われること。(支援法施行規則)	1 合理的な理由の場合を除き、あらかじめ作成された献立に従って調理しているか。 【合理的な理由の具体的事例】 ・ 感染症発生に伴う保健所の指示 ・ 調理室の改築・修繕等 ・ 非常災害等で給食提供が不可能 等	(1) 支援法施行規則第1章第1条ホ(3)	(1) 合理的な理由なくあらかじめ作成された献立に従って調理していない。	C
イ 子どもの状況に応じた配慮	小学校就学前子どもの年齢や発達、健康状態(アレルギー疾患等の状態を含む。)等に配慮した食事内容とされていること。(支援法施行規則) (対策例) ・ 生活管理指導表等により、保護者と情報共有する。 ・ 生活管理指導表等に基づいた対応について、保育士等が保護者と面談を行い、相互の連携を図る。 ・ 誤食事故は注意を払っていても、日常的に発生する可能性があることを踏まえ、食器の色を変える、座席を固定する、食事中に保育士等が個別的な対応を行うことができるようにする等の環境面における対策を行う。 【参考】「保育所保育指針」、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(平成31年4月 厚生労働省)、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月 内閣府)、「食物アレルギー対応ガイドブック」(令和3年12月 東京都福祉保健局)	1 子どもの状況に応じた配慮をしているか。 ・ 乳児に(授乳、離乳食の提供等)配慮しているか。 ・ 体調不良等へ配慮しているか。 ・ 障がいに応じた配慮をしているか。 ・ 食材の形状と種類に配慮しているか。等 2 アレルギー疾患への対応を適切に行っているか。 ・ 生活管理表(指示書)があるか。 ・ アレルギー対応献立があるか。 等	(1) 支援法施行規則第1章第1条ホ(2) (1) 支援法施行規則第1章第1条ホ(2)	(1) 子どもの状況に応じた配慮をしていない。 (2) 子どもの心身の状況に応じた配慮が不十分である。 (1) 食物アレルギー対策を適切に行っていない。 (2) 食物アレルギー対策が不十分である。	C B C B

認証保育所 保育

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
ウ 食事の中止等	調理はあらかじめ作成した献立に従って行われること。(支援法施行規則) 給食(主食、副食及び間食)を毎日適切に提供すること。(実施細目)	1 合理的な理由なく、給食を中止していないか。 【合理的な理由の具体的事例】 ・感染症発生に伴う保健所の指示 ・調理室の改築・修繕等 ・非常災害等で給食提供が不可能 等	(1) 支援法施行規則第1章第1条ホ(3) (2) 実施細目6(2)ア	(1) 合理的な理由なく、給食を中止している。	C
(3) 衛生管理 ア 検便	調理に携わる職員の検便がおおむね一月に一回実施されていること。(支援法施行規則) 事業者は、事業に付属する食堂又は炊事場における給食の業務に従事する労働者に対し、その雇入れの際又は当該業務への配置替えの際、検便による健康診断を行わなければならない。(労働安全衛生規則)	1 調理従事者及び調乳担当者の検便を適切に行っているか。 【検査必須項目】 「赤痢」「サルモネラ」「0157」 (厚労省指定第3種感染症) 【検査期間】 ・雇入れ前 ・月1回以上 ・調理従事及び調乳担当への配置換え時	(1) 支援法施行規則第1章第1条ヘ(5) (2) 労働安全衛生規則第47条 (3) 社援施第65号通知・生食発第0616号	(1) 調理従事者及び調乳担当者の検便を適切に行っていない。	C
イ 調理従事者、調乳担当者の健康チェック及び調理室等の点検	1 調理室、調理、配膳、食器等の衛生管理が適切に行われていること。(支援法施行規則) 調理従事者等は、毎日作業開始前に、自らの健康状態を衛生管理者に報告し、衛生管理者はその結果を記録すること。 調理従事者等は下痢、嘔吐、発熱などの症状があった時、手指等に化膿創があった時は調理作業に従事しないこと。(社援施第65号通知・生食発第0616号)	1 調理従事者等は、毎日作業開始前に、自らの健康状態の結果を記録しているか。 【健康チェック項目】 ・下痢 ・嘔吐 ・発熱 ・手指等の化膿創 等	(1) 支援法施行規則第1章第1条ホ(1) (2) 社援施第65号通知・生食発第0616号	(1) 調理従事者及び調乳担当者の健康チェックを行っていない。	C
	2 調理室、調理、配膳、食器等の衛生管理が適切に行われていること。(支援法施行規則) 施設の責任者は、衛生管理者に別紙(調理施設の)点検表に基づく点検作業を行わせるとともに、そのつど点検結果を報告させ、適切に点検が行われたことを確認すること。(以下略) (社援施第65号通知・生食発第0616号)	1 調理室等、食材等の衛生管理に努め、衛生上必要な措置を講じているか。	(1) 支援法施行規則第1章第1条ホ(1) (2) 社援施第65号通知・生食発第0616号	(1) 調理室の衛生管理が不適切である。 (2) 衛生管理の自主点検を行い、記録していない。	C A
3 健康・安全の状況 (1) 児童健康診断	継続して保育している小学校就学前子どもの健康診断が入所時及び一年に二回実施されていること。(支援法施行規則)	1 健康診断を適切に実施しているか。	(1) 支援法施行規則第1章第1条ヘ(3)	(1) 入所前の健康診断を実施していない。 (2) 年度内に2回の健康診断を実施していない。	C C

認証保育所 保育

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 健康状態の把握	1 小学校就学前子ども一人一人の健康状態の観察が小学校就学前子どもの登園及び降園の際に行われていること。(支援法施行規則)	1 日々の健康状態を観察しているか。	(1) 支援法施行規則第1章第1条へ(1)	(1) 日々の健康状態を観察していない。	C
	2 身長及び体重の測定等基本的な発育状態の観察が毎月定期的に行われていること。(支援法施行規則)	1 身長、体重等の測定を毎月行っているか。	(1) 支援法施行規則第1章第1条へ(2)	(1) 身長、体重等の測定を全く行っていない。 (2) 身長、体重等の測定を毎月行っていない。	C B
(3) 虐待等への対応	1 小学校就学前子どもの身体、保育中の様子又は家族の態度等から虐待等不適切な養育が行われていることが疑われる場合には、児童相談所その他の専門的機関と連携する等の体制がとられていること。(支援法施行規則) 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。(児童虐待の防止等に関する法律)	1 児童虐待の早期発見のために子どもの心身の状態等を把握しているか。	(1) 支援法施行規則第1章第1条ニ(9) (2) 児童虐待の防止等に関する法律第5条	(1) 児童虐待の早期発見のために子どもの心身の状態等を把握していない。	C
	2 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。(児童虐待の防止等に関する法律)	1 虐待が疑われる場合や不適切な養育の兆候が見られる場合に、適切に対応しているか。	(1) 支援法施行規則第1章第1条ニ(9) (2) 児童虐待の防止等に関する法律第6条	(1) 適切に対応していない。 (2) 関係機関との連携が図られていない。	C C
(4) 感染症	1 小学校就学前子どもが感染症にかかっていることが分かった場合には、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に対し指示が行われていること。(支援法施行規則)	1 感染症の蔓延防止対策を行っているか。	(1) 支援法施行規則第1章第1条へ(7)	(1) 感染症の蔓延防止対策を適切に行っていない。	C
	2 施設の感染状況を把握し、保健所と迅速な連携をとるため、新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、胃腸炎、麻しん、風しん、百日咳で欠席・欠勤した園児・職員がいる場合、区に報告をする。(5足教子指発第1053号通知)	1 新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ、胃腸炎発症時には速やかに関係機関に連絡しているか。	(1) 雇児発第0222001号通知 (2) 5足教子指発第1053号通知	(1) 関係機関(所管課等)との連携・報告が行われていない。	A

認証保育所 保育

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(5) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止	<p>睡眠中の小学校就学前子どもの顔色や呼吸の状態のきめ細かい観察が行われていること。(支援法施行規則)</p> <p>満一歳未満の小学校就学前子どもを寝かせる場合には、仰向けに寝かせることとされていること。(支援法施行規則)</p> <p>【乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防及び睡眠中の事故防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> 乳児は仰向け寝を徹底する(医師がうつぶせ寝を勧める場合を除く)。 1歳児以上でも、子どもの家庭での生活や就寝時間、発達の状況など一人一人の状況を把握できるまでの間(新入園児等)は、必ず仰向けに寝かせる。 職員は睡眠中の子どものそばを離れない。 照明は、子どもの顔色が観察できるくらいの明るさを保つ。 職員から死角になる場所に子どもを寝かせない。 チェックは、必ず一人一人の体に触れて睡眠状態を確認する。※器機の使用の有無にかかわらず、必ず子どものそばに行き行ってチェックを行う。等(4足教子指発第1600号) 	<p>1 乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防及び睡眠中の事故防止対策を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 乳児の仰向け寝を徹底しているか。 1歳児以上でも、状況を把握できるまでの間は、仰向けに寝かせているか。 職員がそばで見守っているか。 睡眠時の乳幼児の顔色が観察できる明るさか。等 <p>2 睡眠時チェック表を作成しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 個別にチェックしているか。 定期的に睡眠チェックを行っているか。0歳児は5分に1回 1～2歳児は10分に1回 が望ましい その都度記録しているか。等 	<p>(1) 支援法施行規則第1章第1条へ(8)、(9)、(10)</p> <p>(2) 30福保子保第3635号通知</p> <p>(3) 4足教子指発第1600号通知</p>	<p>(1) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策を講じていない。</p> <p>(2) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
	<p>(1) 睡眠時チェック表の記録を作成していない。</p> <p>(2) 睡眠時チェック表の記録が不十分である。</p>	<p>(1) 支援法施行規則第1章第1条へ(8)</p> <p>(2) 30福保子保第3635号通知</p> <p>(3) 4足教子指発第1600号通知</p>	<p>(1) 睡眠時チェック表の記録を作成していない。</p> <p>(2) 睡眠時チェック表の記録が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>	
(6) 子どもの安全確保 ア 事故防止	<p>1 施設の設備の安全点検、職員、小学校就学前子ども等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)が策定され、当該安全計画に従い、小学校就学前子どもの安全確保に配慮した保育の実施が行われていること。(支援法施行規則)</p> <p>事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等について適切な安全管理が図られていること。(支援法施行規則)</p>	<p>1 子どもの安全確保に配慮した保育の実施が行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの事故防止に配慮しているか。 事故防止及び発生時対応の各種ガイドライン及びマニュアルを作成しているか。 事故防止及び発生時対応の各種ガイドライン及びマニュアルを定期的に職員と共有しているか。等 	<p>(1) 支援法施行規則第1章第1条へ(11)、(14)</p>	<p>(1) 子どもの安全確保に配慮した保育の実施が行われていない。</p> <p>(2) 子どもの安全確保に配慮した保育の実施が不十分である。</p> <p>(3) 各種ガイドライン及びマニュアル等を職員と共有していない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>
	<p>◎ 口に入れると咽頭部や気管が詰まる等窒息の可能性がある大きさ、形状の玩具や物については、乳児のいる室内に置かないことや、手に触れない場所に置くこと等を徹底する。</p> <p>参考「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」抜粋(平成28年3月 内閣府)</p>	<p>2 窒息の可能性がある玩具等が保育環境下に置かれていないかなどについて、定期的に点検しているか。</p>	<p>(1) 支援法施行規則第1章第1条へ(11)、(14)</p>	<p>(1) 窒息の可能性がある玩具等について定期的に点検していない。</p> <p>(2) 窒息の可能性がある玩具等について定期的な点検が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

認証保育所 保育

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>◎ 職員は、子どもの食事に関する情報(咀嚼・嚥下機能や食行動の発達状況、喫食状況)について共有する。また、食事の前には、保護者から聞き取った内容も含めた当日の子どもの健康状態等について情報を共有する。</p> <p>◎ 過去に、誤嚥、窒息などの事故が起きた食材(例:白玉風のだんご、丸のままのミニトマト等)は、誤嚥を引き起こす可能性について保護者に説明し、使用しないことが望ましい。</p> <p>参考「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」抜粋(平成28年3月 内閣府)</p>	<p>3 子どもの食事に関する情報等を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを刻む等配慮して提供しているか。</p>	<p>(1) 支援法施行規則第1章第1条へ(11)、(14)</p>	<p>(1) 窒息のリスクとなる食べ物を配慮して提供していない。</p> <p>(2) 窒息のリスクとなる食べ物への配慮が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
	<p>◎ 園外で活動する場合、活動場所、活動状況等が極めて多岐にわたるため、子どもの発達や活動場所等の特性に応じた安全管理が必要となる。目的地や経路について事前に安全の確認を行い、職員間で情報を共有するとともに、園外活動時の職員体制とその役割分担、緊急事態が発生した場合の連絡方法等について検討し、必要な対策を実施する。</p> <p>参考「保育所等での保育における安全管理の徹底について」(令和元年5月10日付内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)</p> <p>「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」(令和元年6月21日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)</p>	<p>4 園外保育に関する体制や留意事項は十分か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 散歩の経路を可視化し、交通量や危険箇所の点検を行っているか。 ・ 連絡体制が確保されているか。 ・ 園外保育時に十分な職員体制で対応しているか。 ・ 出発時、目的地への到着時、帰園時等必要に応じて人数確認を行い、迷子や置き去りの防止を行っているか。等 	<p>(1) 支援法施行規則第1章第1条へ(11)、(14)</p>	<p>(1) 園外保育に関する体制や配慮が整っていない。</p> <p>(2) 園外保育に関する体制や配慮が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
	<p>◎ プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように水の外で監視に専念する人員とプール指導等を行う人員を分けて配置し、また、その役割分担を明確にすること。水の外で監視に専念する人員を配置できない場合には、プール活動・水遊びを中止すること。(府子本第659号通知)</p>	<p>5 プール活動・水遊び等を行う場合は、水の外で監視に専念する職員を配置しているか。</p>	<p>(1) 支援法施行規則第1章第1条へ(11)、(14)</p> <p>(2) 府子本第659号通知</p>	<p>(1) 監視に専念する職員を配置していない。</p> <p>(2) 監視に専念する職員の配置が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
<p>2 (保育所の通所時における安全確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の送迎は原則として保護者が行うべきことを保護者に徹底しているか。 ・ ファミリー・サポートセンターやベビーシッターを利用する場合等保護者以外の者が迎えに来る場合、原則としてその都度職員が保護者に確認しているか。(雇児総発第402号通知[別添-2]1) 		<p>1 子どもの登降園は保護者等の責任ある人であるかの確認を行っているか。</p>	<p>(1) 雇児総発第402号通知</p>	<p>(1) 子どもの登降園時に保護者等の責任ある人であるかを確認していない。</p>	<p>A</p>

認証保育所 保育

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	3 小学校就学前子どもの施設外での活動、取組等のための移動 その他の小学校就学前子どもの移動のために自動車が行き交っているときは、小学校就学前子どもの乗車及び降車の際に、点呼 その他の小学校就学前子どもの所在を確実に把握することができる方法により、小学校就学前子どもの所在が確認されていること。(支援法施行規則)	6 自動車への乗降時の際に、子どもの所在を確認しているか。	(1) 支援法施行規則第1章第1条へ(16)	(1) 自動車への乗降時の際に、子どもの所在を確認していない。 (2) 自動車への乗降時の際に、子どもの所在を確認が不十分である。	C B
イ 損害賠償保険	賠償責任保険に加入する等、保育中の事故の発生に備えた措置が講じられていること。(支援法施行規則)	1 損害賠償に対する策を講じているか。	(1) 支援法施行規則第1章第1条へ(18)	(1) 損害賠償に対する策を講じていない。	C
(7) 事故発生時の対応	1 事故が発生した場合、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していること。(支援法施行規則)	1 事故が発生した場合に事故を記録し、再発防止策を講じる等適切に対応しているか。	(1) 支援法施行規則第1章第1条へ(20)、(21) (2) 26福保子保第2984号通知 (3) 5福保子保第265号通知 (4) 5福祉子保第2346号通知 (5) 5福祉子保第4008号通知	(1) 事故発生後の対応や記録の作成を行っていない。 (2) 事故発生後の対応や記録が不十分である。	C B
	2 事故発生時に速やかに当該事故の事実を都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(第二十一条の二において「指定都市」という。)若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市又は児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第五十九条の四第一項の児童相談所設置市においては、それぞれの長。以下この条において「都道府県知事等」という。)に報告する体制がとられていること。(支援法施行規則) 以下の事件事故が発覚した場合は所管課に報告すること。 ・ 首から上の怪我や、病院で受診するような怪我や病気 ・ 給食への異物混入など児童の健康被害が生じる恐れのある事故 ・ 個人情報の紛失・盗難・漏洩 ・ 迷子、置き去り、連れ去り等が発生し、又は発生しかけた場合等(保育中の見失い、逃げ出しを含む) ・ 警察への110番通報や子どもの生命または身体被害に係る重大事故に直結するような事案が発生した場合 ・ 不適切保育が発生した又はその疑いがあると判断した場合(5足教子幼発第34号通知)	1 報告対象となる事故を所管課に速やかに報告しているか。	(1) 支援法施行規則第1章第1条へ(16) (2) こ成安第2号通知 (3) こ成安第142号通知 (4) こ成安第36号通知 (5) 26福保子保第2984号通知 (6) 5福保子保第265号通知 (7) 5福祉子保第2346号通知 (8) 5福祉子保第4008号通知 (9) 4足教子入発第3681号通知 (10) 6足教子幼発第34号通知 (11) 4足教子指発第787号通知	(1) 事故報告が行われていない。 (2) 事故報告が速やかに行われていない。	C B

会 計 経 理 編

目 次

1 経理処理等	1
2 施設等利用費等の適正使用	1
3 利用者への料金の説明及び同意	1
4 領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書等の交付	2

〔凡例〕

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略称
1	平成24年8月22日法律第65号「子ども・子育て支援法」	支援法
2	平成26年6月9日内閣府令第44号子ども・子育て支援法施行規則	支援法施行規則
3	平成26年4月30日 内閣府令第39号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準	運営基準
4	令和元年11月27日 府子本第689号 元文科初第1118号 子発1126第2号 特定子ども・子育て支援施設等の指導監査について	指導指針
5	足立区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱	キャリアアップ交付要綱
6	足立区保育士等キャリアアップ補助金等に係る財務情報等公表要領	財務情報等公表要領
7	足立区補助金等交付事務規則	区補助金交付規則
8	足立区認証保育所運営費等補助要綱	運営費補助要綱
9	平成13年5月7日12福子推第1157号「東京都認証保育所事業実施要綱」	実施要綱

認証保育所 会計経理

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
1 経理処理等	<p>1 特定子ども・子育て支援提供者は、会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 【諸記録の例】証憑書類(契約書、請求書、領収証等)、経理帳簿類(現金出納帳等)、決算関係書類(収支計算書等)、経理規程</p> <p>2 足立区保育士等キャリアアップ補助金対象施設・事業の設置者は、当該施設又は事業の財務情報等に関し、足立区保育士等キャリアアップ補助金等に係る財務情報等公表要領別表第1の公表する内容欄に定める様式を作成し、速やかに利用者にとって見やすい場所に掲示するとともに、当該施設又は事業の全ての職員に対し、その内容を周知しなければならない。</p>	<p>1 会計に関する諸記録が整備されているか。</p> <p>1 足立区保育士等キャリアアップ補助金に係る財務情報を公表し職員に周知しているか。</p>	<p>(1) 運営基準第61条第1項 (2) 指導指針5(2)②A V (3) 実施要綱12(4)及び別紙2</p> <p>(1) キャリアアップ交付要綱第5条(3) (2) 財務情報等公表要領第3条</p>	<p>(1) 会計に関する諸記録が整備されていない。</p> <p>(1) 財務情報を公表していない又は、職員に周知していない。</p>	<p>C</p> <p>A</p>
2 施設等利用費等の適正使用	<p>施設等利用費等は適正に使用すること。</p>	<p>1 施設等利用費等が適正に使われているか。</p> <p>2 偽りその他不正により施設等利用費の支払いを受けてはいないか。</p> <p>3 区補助金を不正に請求していないか。補助要綱を遵守し、目的のために使用しているか。補助条件に反した支出はないか。</p>	<p>(1) 支援法第30条の11</p> <p>(1) 支援法第30条の11</p> <p>(1) 区補助金交付規則第12条及び17条 (2) 運営費補助要綱第6条及び別記補助条件</p>	<p>(1) 施設等利用費等が適正に使用されていない。</p> <p>(1) 不正な受給を目的として意図的に書類を改ざんする等の方法により施設等利用費を受けている。</p> <p>(1) 不正な方法により補助金を受けている。 (2) 補助金を目的のために使用していない。補助条件に反した支出がある。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>
3 利用者への料金の説明及び同意	<p>特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定保護者(支援法第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。以下同じ。)から、その者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価(支援法施行規則第28条の16に規定する費用(以下「特定費用」という。)に係るものを除く。以下「利用料」という。)の額から支援法第30条の11第3項の規定により市町村から支払を受けた施設型利用費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。また、特定費用の額の支払を施設等利用給付認定保護者から受けることができる。この場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、あらかじめ、当該支払を求める金銭の用途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。</p>	<p>1 特定子ども・子育て支援の提供の対価及び特定費用の支払いを求める際は、あらかじめ、用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由を書面により説明し同意を得ているか。</p>	<p>(1) 支援法第30条の11第1項 (2) 支援法施行規則第28条の16 (3) 運営基準第55条及び第57条</p>	<p>(1) <u>利用料等の支払を求める書面が作成されていない。</u></p> <p>(2) <u>書面の内容に不備がある。</u></p> <p>(3) 保護者から同意を得ていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p>

認証保育所 会計経理

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
<p>4 領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付</p>	<p>特定子ども・子育て支援提供者は、運営基準第55条の規定による費用の支払を受ける際、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額から支援法第30条の11第3項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。ただし特定費用の支払のみを受ける場合は、この限りでない。</p> <p>また、この場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならない。</p>	<p>1 現金で受領した場合に領収証(受領印を押した集金袋等)を交付しているか。</p> <p>2 施設等利用給付認定保護者に対し、特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しているか。</p>	<p>(1) 支援法第30条の11第1項 (2) 支援法施行規則第28条の16 (3) 運営基準第56条及び第57条</p>	<p>(1) 領収証(受領印を押した集金袋等)を交付していない。</p>	C
		<p>(2) 領収証(受領印を押した集金袋等)を一部交付していない。</p>		B	
		<p>(3) 領収証等を交付しているが、費用の区分がされていない。</p>		B	
		<p>(1) 特定子ども・子育て支援提供証明書を交付していない。</p>		C	
		<p>(2) 特定子ども・子育て支援提供証明書を一部交付していない。</p>		B	
		<p>(3) 特定子ども・子育て支援提供証明書の内容に不備がある。</p>		B	